

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年7月3日(2014.7.3)

【公表番号】特表2013-526392(P2013-526392A)

【公表日】平成25年6月24日(2013.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-033

【出願番号】特願2013-512125(P2013-512125)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/20 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/20

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月16日(2014.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

気道疾患を治療するためのインプラントにおいて、

気道インターフェース組織に埋め込まれるように形成された、第1及び第2の端部分及び中間部分を持つインプラント本体を含み、前記インプラント本体は、前記中間部分がターゲット組織を包囲するように前記端部分を互いに連結するように形成された連結器を含む、インプラント。

【請求項2】

請求項1に記載のインプラントにおいて、

前記連結器は、クリップ、スナップ嵌め特徴、ピン、ラケット、縫合糸、杭、クランプ、溶接部、融着可能材料、及び接着剤からなる群から選択された一つ又はそれ以上のエレメントを含む、インプラント。

【請求項3】

請求項1に記載のインプラントにおいて、更に、

前記インプラント本体の包囲部分に直線的に連結された直線状インプラントを含む、インプラント。

【請求項4】

請求項1に記載のインプラントにおいて、

前記インプラント本体の包囲部分は、患者の舌で水平配置又は垂直配置のうちの少なくとも一方をとるように形成されている、インプラント。

【請求項5】

請求項1に記載のインプラントにおいて、

前記インプラント本体の包囲部分は、患者のオトガイ舌骨筋を包囲するように形成されている、インプラント。